

学校給食センターの食物アレルギー対応までの手順

食物アレルギー対応の希望があることを学校に相談する。

1. 食物アレルギー対応食希望

保護者は事前に学校から関係書類を受け取り、次の書類を提出する※1
また、給食センターへ電話をし、食物アレルギー対応食の説明を受ける。

【配付および提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書（必要事項を保護者が記入）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※2

2. 献立細案等の配付希望

保護者は事前に学校で関係書類を受け取り、次の書類を提出する※1

【配付および提出書類】

- ・食物摂取制限に関する申出書（必要事項を保護者が記入）
- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※2

3. 飲用牛乳類の除去希望※3

学校内に設置されている「食物アレルギー対応委員会」において内容を審査しそれぞれの対応区分を決定

食物アレルギー対応委員会が開催する面談に、保護者と給食センター栄養士が参加（入学式以降）

給食センター栄養士から保護者に次の書類を配付

【配付書類】

- ・学校給食食物アレルギー対応食申込書

保護者は学校に次の書類を提出

【提出書類】

- ・学校給食食物アレルギー対応食申込書

給食センターは、食物アレルギー対応委員会で審査した書類を確認後、学校を通して「学校給食食物アレルギー対応食決定通知書」を送付する。その後、記載されている開始日より食物アレルギー対応食を提供する。

学校で審査した書類を給食センターで確認後、献立細案等を学校へ送付

学校から保護者に献立細案等を配付

学校で審査した書類を給食センターで確認後、飲用牛乳類の除去を実施※3

留意点

- ※1 新小学校1年生は、入学式翌日（金曜日または土曜日が入学式の場合は月曜日）までに学校に書類を提出して下さい。
- ※2 文書料が発生する場合は、保護者の方の負担になります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ※3 年度途中から飲用牛乳類の除去を希望される場合には、20日までに給食センターに書類を提出してください。翌月の1日から対応することができます。提出は学校経由となりますので、早めに提出をお願いいたします。